

公立保育所のあり方に関する基本方針

令和 7 年 3 月

飯 能 市

1 策定の背景と趣旨

本市では、第5次飯能市総合振興計画の基本目標に「こどもの夢・未来をつなぎ、市民の豊かな生涯を支援するまち」を位置付けています。次代の社会を担うこどもたちが未来に向かって夢と希望を持ち、健やかに成長することを社会全体で応援するまちを目指しています。

また、第2次飯能市こども・子育てワクワクプランでは、「のびのびとこどもが育ち、心豊かな成長を喜びあえるまち はんのう」を基本理念に掲げ、その実現に向けて3つの基本目標の下、様々な施策に取り組んでいます。

その中で、公立保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づく児童福祉施設として、私立保育園等とともに保育を必要とするこどもの保育を行い、入所児童が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるように保育内容の充実に努めてきました。

少子化による児童数減少の中、近年、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。仕事と子育ての両立支援に関するニーズが高まり、多様化していること、また、保育環境の整備や保育の質の向上など、公立保育所の役割を改めて検討する必要性が高まっています。

さらに、公立保育所9園のうち5園が建築後40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、飯能市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の再編・再配置など抜本的な見直しが必要になっています。

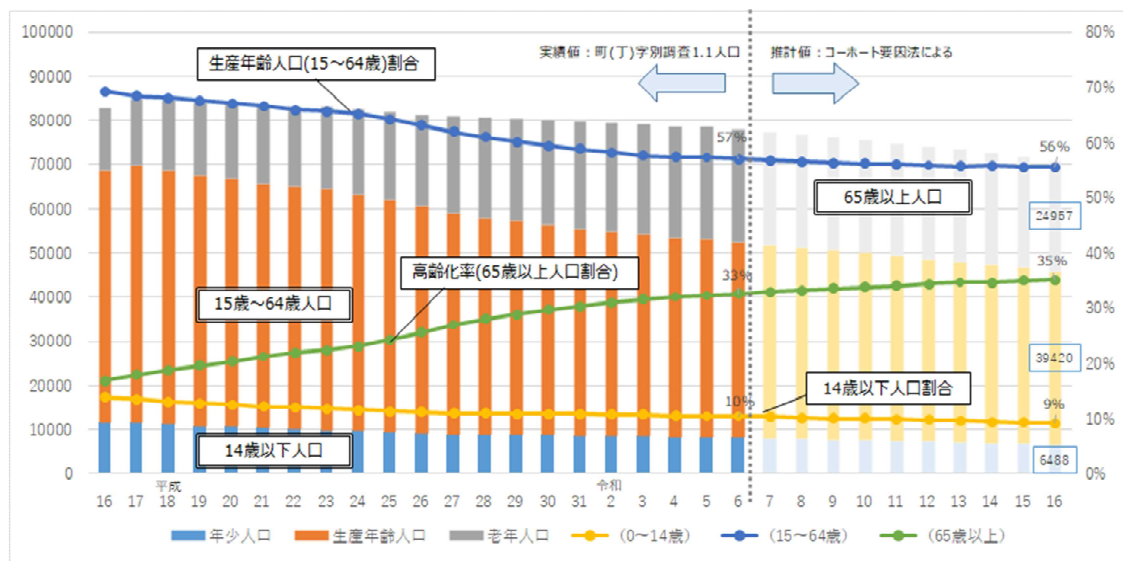
本市は市域が広く、山間部における人口減少が顕著に見られることから、現存する保育施設と保育を必要とするこどもの偏在も問題となっています。このような状況下において、民間活力を含めた本市の全ての資源を最大限に活用し、多様化する保育ニーズに的確に対応するとともに、保育の量と質の確保と持続可能な保育提供体制を確実なものにしていくために「公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定します。

2 保育を取り巻く状況

(1)本市の状況

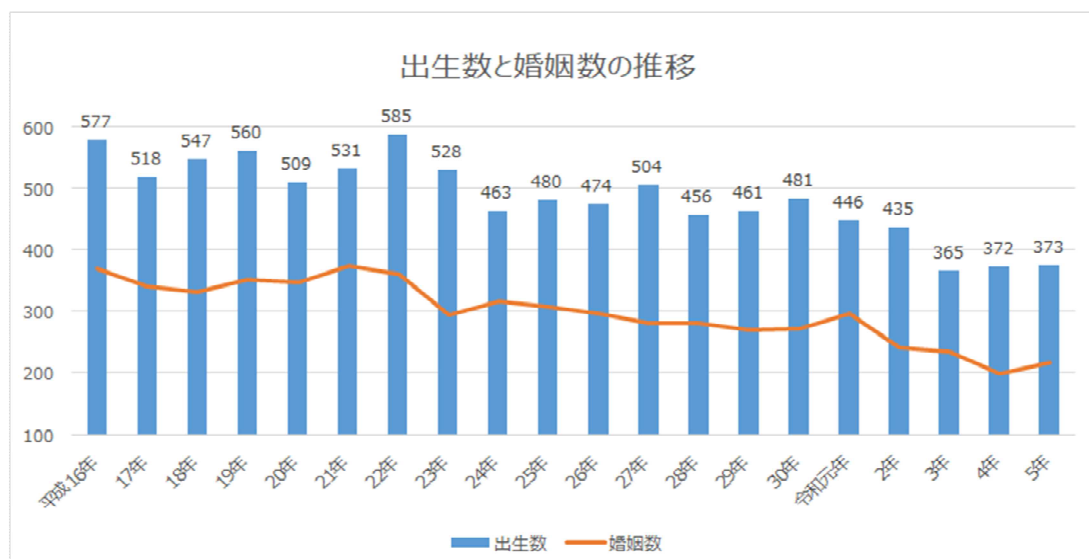
①人口の推移と推計

本市の人口は、平成17年の名栗村との合併をピークに減少しており、令和6年1月1日現在の人口は78,472人となっています。今後も減少は続き、令和16年の推計人口は70,865人となる見込みで、14歳以下の人口割合は全体の9%まで減少すると予測されています。



②出生数と婚姻数

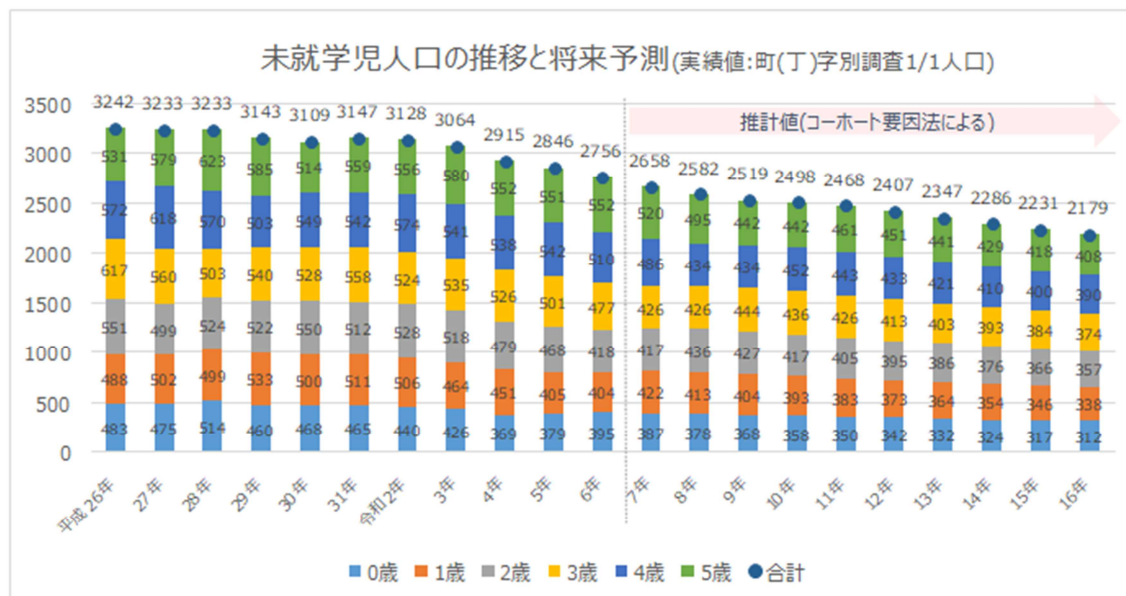
本市の出生数は、平成22年の585人をピークに減少しており、令和5年は373人、婚姻数についても平成21年から右肩下がりで減少しています。



③未就学児人口の推移と将来予測

本市の0歳から5歳までの未就学児人口は減少を続けており、今後10年間で約600人減少し、令和16年の推計人口が2,179人になることが予測されます。

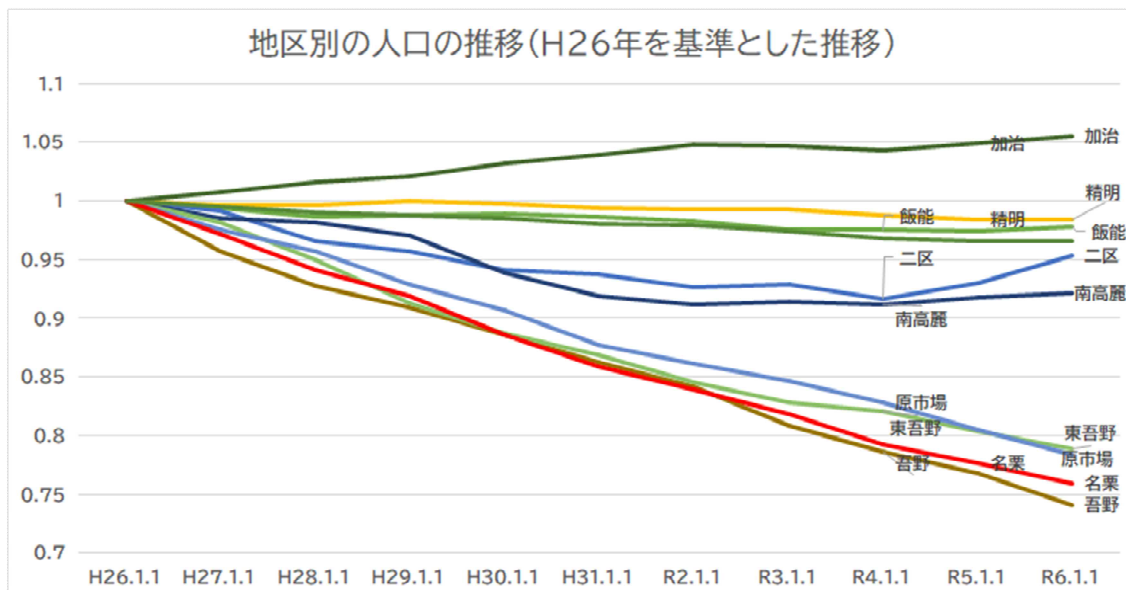
出展：コーホート要因法による独自推計



④地区別人口の推移

本市の地区別人口の推移を平成26年を基準として見た場合、地区ごとに大きな差が生じています。市街地の地区については、加治地区のみ増加し、そのほかの地区は微減という状況であります。山間地域については、大幅に人口が減少しています。

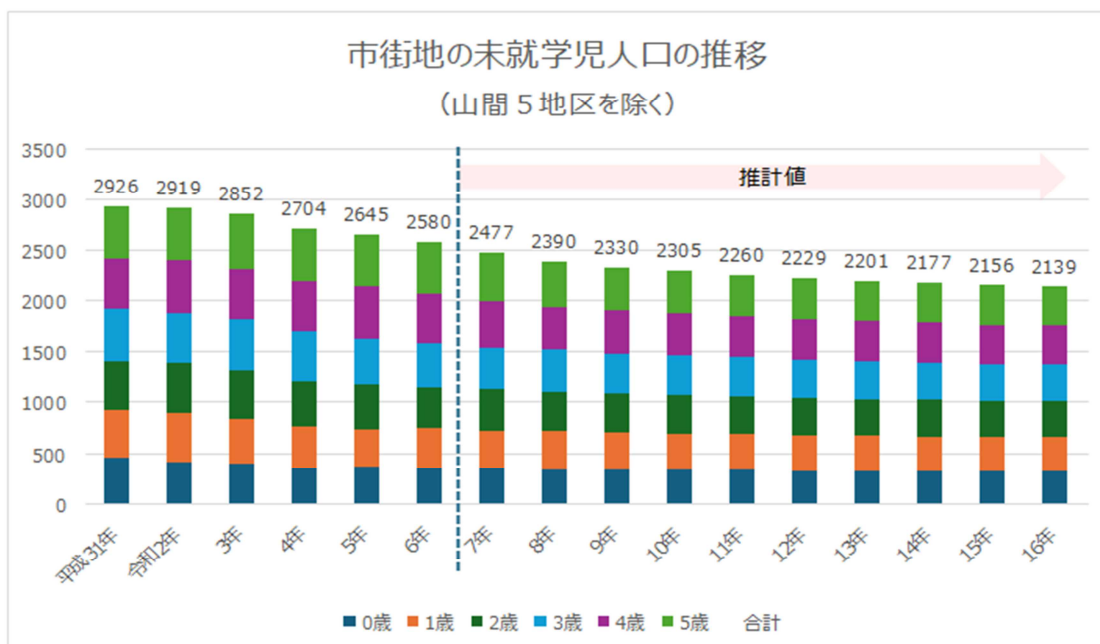
町(丁)字別人口調査各年1月1日現在人口



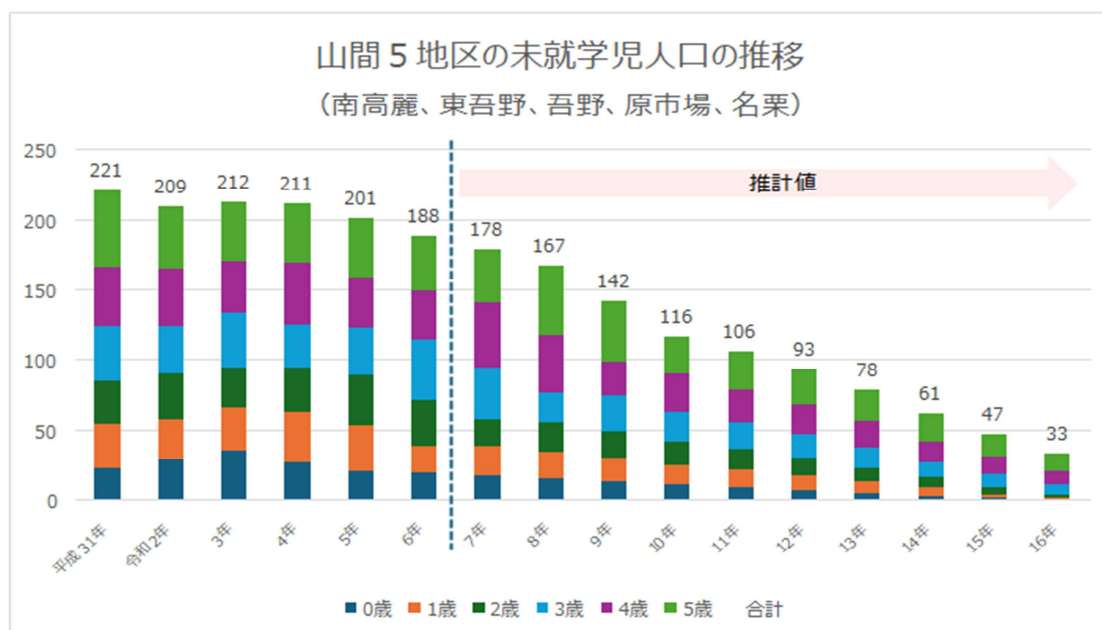
⑤市街地及び山間地域の未就学児人口の推移

未就学児人口の推移を市街地と山間地域に分けてグラフ化すると、山間地域の減少の度合いが急激であることが確認できます。山間地域には現在、吾野地区と原市場地区それぞれに公立保育所が、名栗地区に公立幼稚園が設置されていますが、今後、山間地域における教育・保育サービスをどのような形で確保していくのか、存続も含めて検討する必要があります。

出展：コーホート要因法による独自推計



出展：コーホート要因法による独自推計



(2) 保育施設の設置状況

①市内保育施設の状況

令和6年4月1日現在、本市の保育施設は、公立保育所9園、私立保育園7園(分園2園も含む)、認定こども園3園、地域型保育事業1園となっています。私立保育園の設置数は11園となっており、公立保育所を上回っています。

また、定員数については、私立保育園が576人、公立保育所が815人、総数が1,391人となっています。

区分	施設名	最長保育時間	受入年齢	定員	区分	施設名	最長保育時間	受入年齢	定員
私立保育園(小規模保育施設・認定こども園)	すぎのこ保育園	7:00~19:00	産休明けから	60	公立保育所	山手保育所	7:30~19:00	満6か月から	150
	ぼかぼか保育園	7:00~19:00	産休明けから2歳児まで	60		第二区保育所	7:30~18:30	1歳児から	60
	飯能元氣保育園	7:00~20:00	産休明けから1歳児まで	30		富士見保育所	7:30~19:00	1歳児から	100
	飯能元氣保育園分園	7:00~20:00	1歳児から2歳児まで	38		浅間保育所	7:30~18:30	1歳児から	100
	シーザース クリーク ファイスト 77	7:30~19:30	1歳児から	56		加治保育所	7:30~18:30	1歳児から	60
	シーザース クリーク ファイスト 77分園	7:30~19:30	産休明けから2歳児まで	23		加治東保育所	7:30~19:00	満6か月から	100
	Nicot 飯能	7:00~19:00	産休明けから	60		美杉台保育所	7:30~18:30	満6か月から	100
	認定こども園さゆり幼稚園	7:30~18:30	満10か月から	105		吾野保育所	7:30~18:30	1歳児から	45
	認定こども園白鳥幼稚園	7:30~18:30	産休明けから	90		原市場保育所	7:30~18:30	満6か月から	100
	加治幼稚園(認定こども園)	7:30~18:30	3歳児から	42					
	わかば保育室	7:30~18:30	1歳児から2歳児まで	12					
					私立保育園 定員数 576人 公立保育所 定員数 815人 Total 1,391人				

②公立保育所の施設の状況

本市の公立保育所は、令和6年4月現在、9園の保育所で保育の提供を行っています。そのうち5園が昭和40年代から50年代に整備されたものであり、築年数40年を経過しています。浅間保育所と吾野保育所は耐震化工事が未実施となっており、また、富士見保育所については老朽化により改修が困難な状況もあることから抜本的な見直しが必要な状況です。

施設	所在地	建築年	延床面積(m ²)	定員(人)	構造	耐震化	耐用年数	備考
山手保育所	山手町19-4	平成24年	1625.26	150	鉄筋コンクリート造	不要	2060年(令和42年)	複合施設
第二区保育所	小瀬戸19-1	昭和49年	381.43	60	鉄筋コンクリート造	R6実施	2022年(令和4年)	複合施設
富士見保育所	双柳429-1	昭和46年	453.01	100	鉄筋コンクリート造	実施済	2019年(令和元年)	複合施設
浅間保育所	双柳1185-3	昭和48年	507.31	100	鉄筋コンクリート造	未実施	2021年(令和3年)	
加治保育所	川寺531-4	昭和61年	438.29	60	鉄筋コンクリート造	不要	2034年(令和16年)	
加治東保育所	岩沢1283-1	昭和56年	586.18	100	鉄筋コンクリート造	実施済	2028年(令和10年)	複合施設
美杉台保育所	美杉台1-2-1	平成9年	751.54	100	鉄筋コンクリート造	不要	2045年(令和27年)	複合施設
吾野保育所	長沢78-1	昭和52年	389.54	45	鉄筋コンクリート造	未実施	2024年(令和6年)	
原市場保育所	原市場1048-1	昭和63年	621.30	100	鉄筋コンクリート造	不要	2036年(令和18年)	複合施設

検討の優先順位が高い

③市内保育施設の定員充足率

令和５年度当初の公立保育所の定員充足率は83%、私立保育園の定員充足率は102%、認定こども園91%となっています。

(各年４月１日現在 市外在住児童含む)

施設区分	定員/在籍児童数	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
公立保育所	定 員	815	815	815	815	815	815	815	815	815	815
	在籍児童数	786	796	786	773	753	760	733	711	669	678
	充足率	96%	98%	96%	95%	92%	93%	90%	87%	82%	83%
私立保育園 (小規模保育事業含む)	定 員	272	305	305	334	334	346	339	339	339	339
	在籍児童数	276	284	299	321	333	339	311	331	341	347
	充足率	101%	93%	98%	96%	100%	98%	92%	98%	101%	102%
認定こども園	定 員	-	-	-	-	105	105	195	237	237	237
	在籍児童数	-	-	-	-	81	100	187	194	207	216
	充足率					77%	95%	96%	82%	87%	91%
認可外保育施設 (企業主導型)	定 員	-	-	-	-	-	9	9	9	31	31
	在籍児童数	※定員数については待機児童数調査の数字を掲載						※在籍児童数については把握していない。			
年度合計	定 員	1,087	1,120	1,120	1,149	1,254	1,275	1,358	1,400	1,422	1,422
	在籍児童数	1,062	1,080	1,085	1,094	1,167	1,199	1,231	1,236	1,217	1,241

④公立保育所の定員充足率

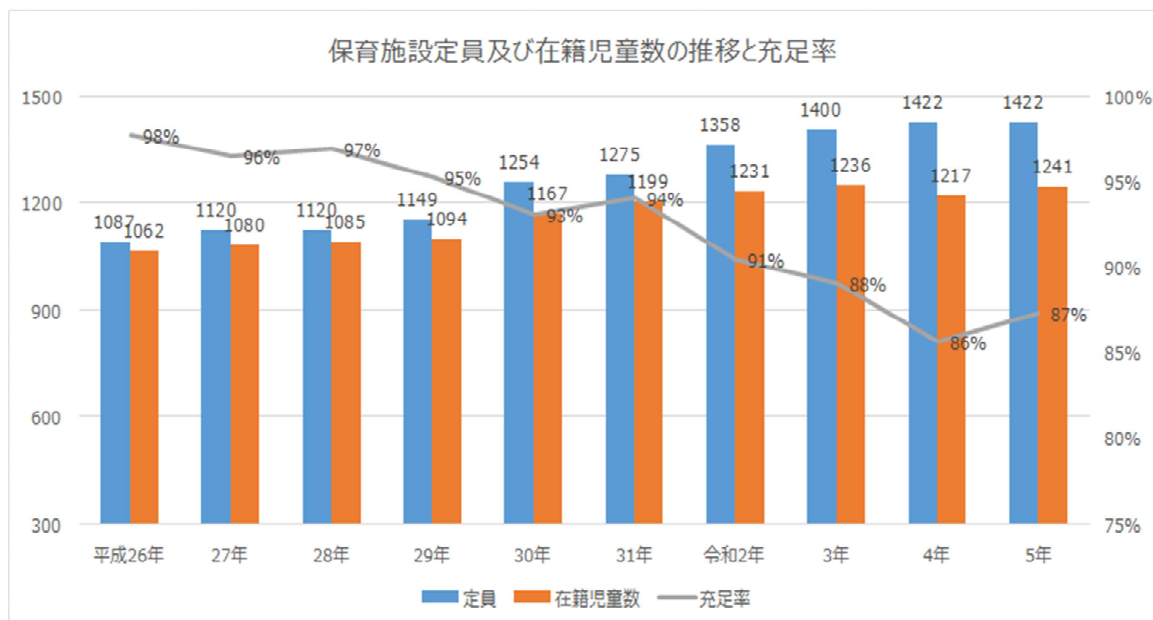
公立保育所の定員充足率については、加治地区において100%を超え、また市街地については100%に近い数値となっています。一方、山間地域の吾野保育所については27%、原市場保育所については38%となっています。

(令和６年４月１日現在)

	山 手	第二区	富士見	浅 間	加 治	加治東	美杉台	吾 野	原市場
0歳児	6	-	-	-	-	4	4	-	2
1歳児	19	7	10	10	10	17	14	4	4
2歳児	20	7	15	15	10	20	18	2	6
3歳児	27	9	15	22	14	22	23	0	11
4歳児	31	8	17	17	15	22	23	4	6
5歳児	31	14	22	20	16	23	25	3	8
児童数計	134	45	79	84	65	108	107	13	37
正規職員	17	6	8	7	7	9	8	3	5
会計年度職員	35	9	14	15	13	24	25	4	7
職員計	52	15	22	22	20	33	33	7	12

⑤市内保育施設定員及び在籍児童数の推移と充足率

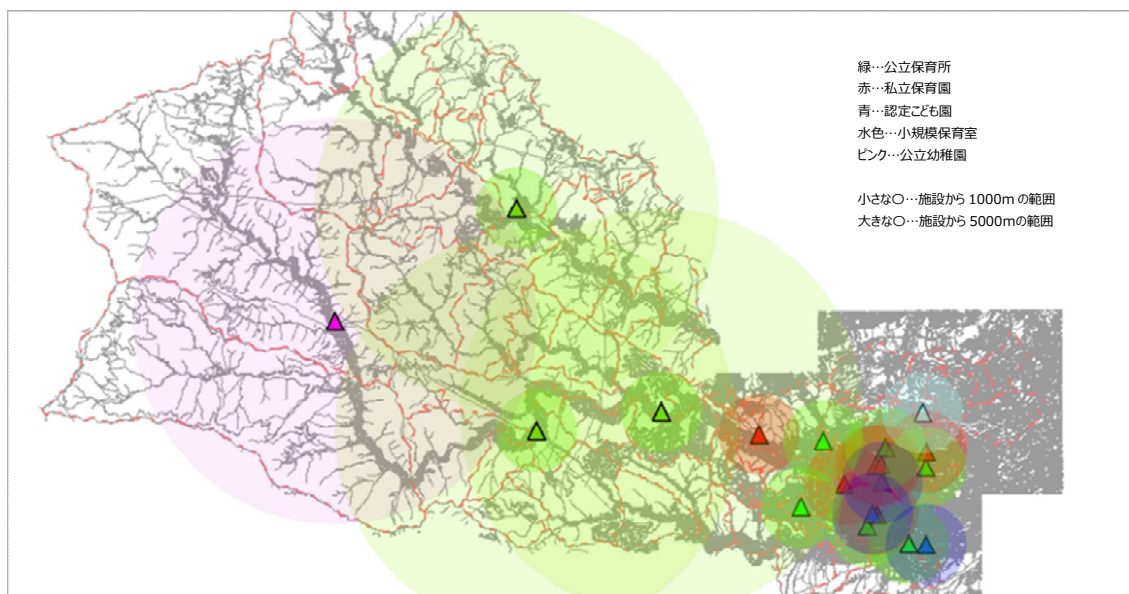
市内保育施設の定員及び在籍児童数については、わずかではありますが増加している状況です。しかし、定員充足率については減少しており、充足していない保育所については、主に山間地域の保育所となっています。



⑥市内保育施設(公立幼稚園も含む)の分布状況

市内の保育施設の分布状況を見ると、保育施設は市街地に集中しており、山間地域にある施設は、車で15分程度の距離の位置に分布している状況となっています。

市内の保育施設を利用している本市の児童の約92%は、市街地の保育施設に通っており、山間地域に居住し、市内の保育施設を利用している児童の約37%は、市街地の保育施設に通っている状況です。



(3) 保育ニーズの多様化

①障害児保育

公立保育所では、これまで、一人ひとりのこどもの発達過程や障害の状況を把握し、適切な環境の下で健常児と生活・遊びを共にする保育を実践してきました。

また、在園中の障害児及び特別な配慮を必要とする児童への保育や対応について、児童の状況に応じた保育士の加配や専門職員が保育所を訪問し、担当保育士に指導や助言を行う巡回指導を行っています。

私立保育園においても、専門職員の訪問を行い、より良い障害児保育に努めているところですが、受け入れ態勢を強化するための支援も必要となっています。

②一時預かり事業

保護者の就労や就学などに伴う一時的な保育、入院、出産や家族の介護・看護のほか冠婚葬祭等の理由で、一時的に保育ができない時の対策として、公立保育所 1 園、私立保育園 2 園、認定こども園 1 園において一時預かり事業を実施しています。

令和 5 年度の全体の利用者数は 4,598 人となっており、時期によっては混雑して利用できない状況です。

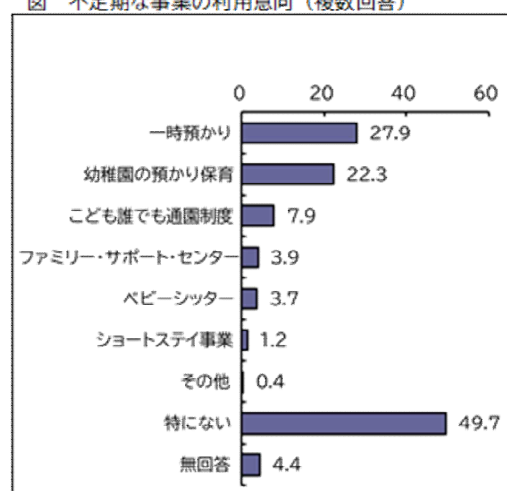
新型コロナウイルス感染

症の収束後経済活動が活発になり、各保育所においても低年齢児保育の希望者が増加しています。また、週に数日のパート就労やリフレッシュなど、一時的に保育が必要となった場合のこどもの預け先として、一時預かり事業はなくてはならない事業となっており、拡充が求められています。

令和 5 年度に実施した「こども計画」策定のための保護者アンケートの結果の「不定期な事業の利用意向」においても、一時預かりや幼稚園の預かり保育など、保育所等に通っていない児童の利用希望が多くなっている状況となっています。

令和 5 年度	利用定員	開所日数	年間延利用者数
ぽかぽか保育園	13	359	2,814
飯能元氣保育園	17	300	468
さゆり幼稚園	15	240	83
山手保育所	15	243	1,233
計	60		4,598

図 不定期な事業の利用意向（複数回答）



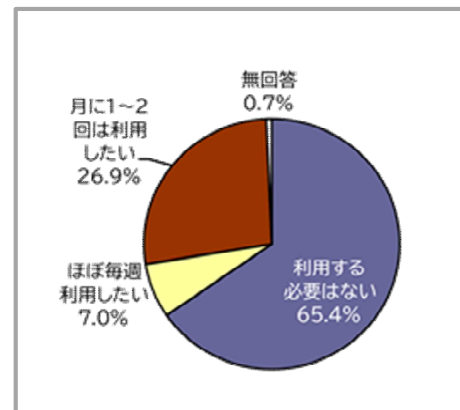
③土曜保育事業

図 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

アンケートの結果から、土曜日の定期的な教育・保育事業については、月に1、2回は利用したいとほぼ毎週利用したいを合わせると、約3割の保護者が利用を希望している状況です。

しかし、公立保育所では、保育士不足等の課題があることから、土曜日の1日保育を実施しているのが山手保育所のみとなっている状況です。

私立保育園においては、ほぼ全ての園で土曜1日保育を実施している状況であり、公立保育所においても土曜保育の拡充が求められています。



④病児保育事業

現在、私立保育園1園において病後児保育を実施していますが、事前登録が必要など急な対応が困難なことから利用者がいない状況です。

しかし、アンケート結果からは、幼稚園、保育園等への併設、または、小児科への併設病児・病後児保育については、できれば利用したいという意向が約4割あり、その事業形態についても、保育所等に併設した施設や小児科に併設した施設における実施を求める意見が多くある状況から、病児保育事業の実施に向けた検討が必要となっています。

図 病児・病後児保育の利用意向

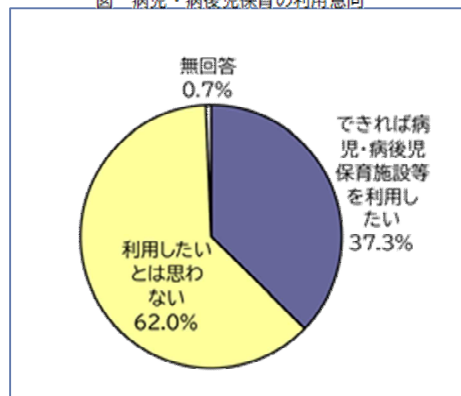
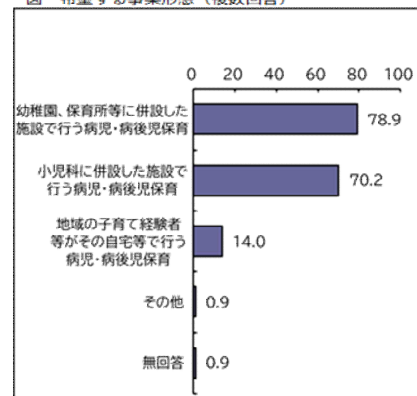


図 希望する事業形態（複数回答）



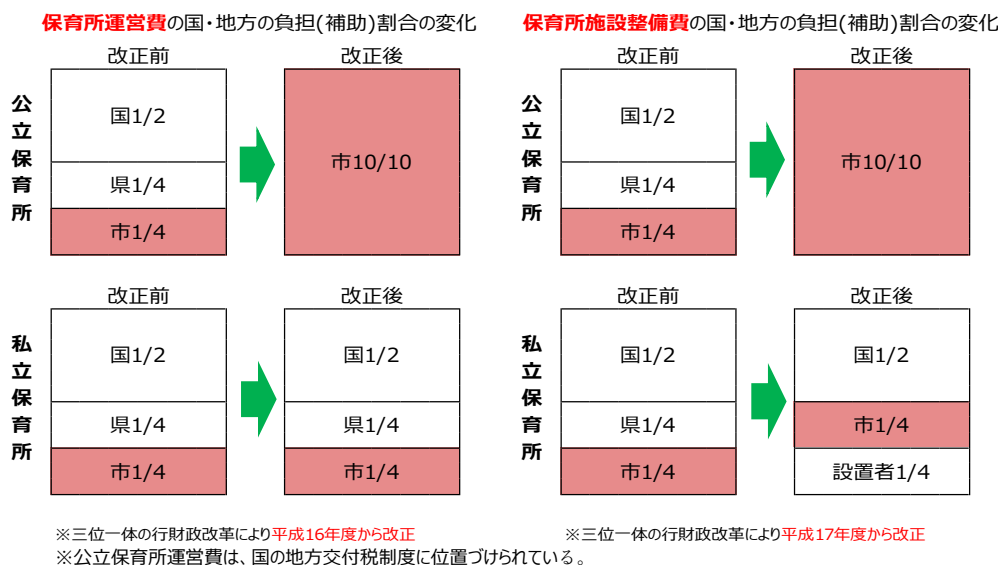
⑤延長保育事業

延長保育については、公立保育所3園（山手保育所、富士見保育所、加治東保育所）で実施しており、令和5年度の実利用者数は100人となっています。私立保育園においては、7園で実施されており、令和5年度の実利用者数は123人となっています。

(4) 公立保育所の状況

①保育所設置運営の規制緩和による公立保育所の運営費等の状況

三位一体の行財政改革により、公立保育所の運営費及び保育所施設整備費についての補助割合が平成16年度から大きく変化しました。このことにより、市において公立保育所を維持していくためには、運営費及び施設整備費を市費で賄う必要があり、維持する施設が多いほど、財政的な負担が生じることとなりました。



②公立保育所及び私立保育園運営費比較

公立保育所の運営費の公費負担は90.38%であり、その全てが市の一般財源からの支出となっています。対して、私立保育園運営費の公費負担は93.91%であり、うち、48.90%が国費、20.64%が県費、残りの24.37%が市費となっています。

公立保育所の運営には市の一般財源の負担が大きいことがわかります。

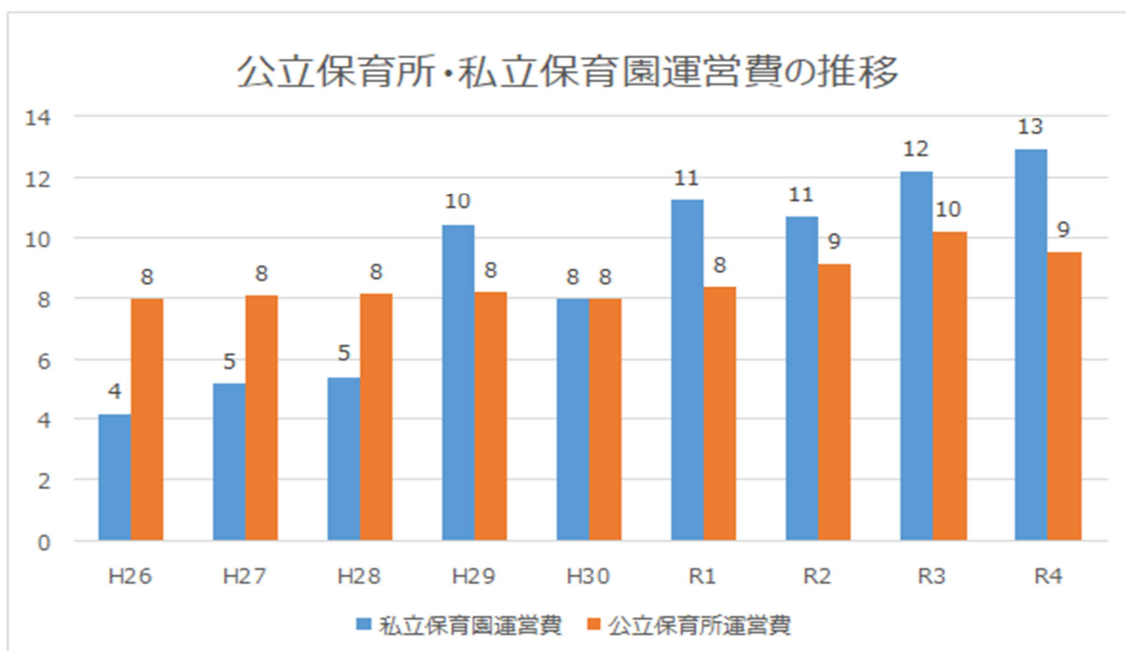
(令和4年度決算)

	年間児童数 (人)		運営費 (公定価格) A=B+F	公費負担 B=C+D+E	国負担額 C	県負担額 D	市一般財源 E	保護者負担額 (調定額) F
公立	8,132	経費(円)	532,805,450	481,541,640	0	0	481,541,640	51,263,810
		月一人当たり	65,520	59,216	0	0	59,216	6,304
		割合(%)	100	90.38	0.00	0.00	90.38	9.62
私立	12,237	経費(円)	1,028,833,011	966,182,401	503,092,377	212,331,910	250,758,114	62,650,610
		月一人当たり	84,076	78,956	41,112	17,352	20,492	5,120
		割合(%)	100	93.91	48.90	20.64	24.37	6.09
計	20,369	経費(円)	1,561,638,461	1,447,724,041	503,092,377	212,331,910	732,299,754	113,914,420
		月一人当たり	76,667	71,075	24,699	10,424	35,952	5,593
		割合(%)	100	92.71	32.22	13.60	46.89	7.30

※公立は管外受託及び管外委託を除く。私立は管外委託(保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育園)を含むが管外受託は除く。

③公立保育所及び私立保育園の運営費の推移

公立保育所と私立保育園の運営費については、平成 29 年度から、私立保育園が公立保育園を超えて徐々に増加している状況です。これは、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「こども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月にスタートしたことによるものです。



④埼玉県西部地区市町村における保育施設の状況

埼玉県西部地区市町村における保育施設の状況を比較してみると、多くの自治体において私立保育園の割合が公立保育所よりも高い状況となっています。本市は公立保育所の割合が 45% と高く、また数も多い状況です。

埼玉県西部地区保育所の状況一覧

市町村名	人口(人)	面積(m ²)	私立保育園	公立保育所	total	公立割合
川越市	354,205	109.13	37	20	57	35%
所沢市	341,901	72.11	36	19	55	35%
飯能市	79,562	193.05	11	9	20	45%
東松山市	92,482	65.35	12	2	14	14%
狭山市	147,656	48.99	32	8	40	20%
入間市	143,322	44.69	12	11	23	48%
朝霞市	142,958	18.34	34	11	45	24%
志木市	75,353	9.05	33	3	36	8%
和光市	84,631	11.04	40	4	44	9%
新座市	165,678	22.78	32	6	38	16%
富士見市	112,929	19.77	12	6	18	33%
坂戸市	99,401	41.02	10	4	14	29%
鶴ヶ島市	70,325	17.65	10	2	12	17%

市町村名	人口(人)	面積(m ²)	私立保育園	公立保育所	total	公立割合
日高市	53,631	47.48	10	3	13	23%
ふじみ野市	113,205	14.64	23	5	28	18%
三芳町	37,781	15.33	2	1	3	33%
毛呂山町	34,560	34.07	6	2	8	25%
越生町	10,566	40.39	1	1	2	50%
滑川町	20,061	29.68	8	0	8	0%
嵐山町	17,685	29.92	4	0	4	0%
小川町	27,238	60.36	0	1	1	100%
川島町	18,587	41.63	1	2	3	67%
吉見町	17,413	38.64	0	1	1	100%
鳩山町	13,094	25.73	3	0	3	0%
ときがわ町	10,041	55.9	1	2	3	67%
東秩父村	2,465	37.06	0	1	1	100%

(5) 保育の質の向上に向けた取組

①研修等の取組状況

埼玉県では、毎年、保育士の質の向上を目指して、保育士等キャリアアップ研修を実施しており、公立保育所及び私立保育園等の保育士が受講しています。

その内容は、保健衛生、安全対策、乳児保育、幼児保育、保護者支援、子育て支援等、保育士として必要な内容を網羅しています。

また、公立保育所及び私立保育園等に保育所コンサルティング事業、臨床心理士、理学療法士等による巡回支援事業も実施し、専門的見地からの助言、指導を保育士等が受けています。

更に、公立保育所の保育士が中心となり、保育を行う上で課題となっている事案の問題解決に向けた研修会等を実施し、私立保育園の保育士の参加も促すなど市内全体の保育の質の向上に努めています。

②公立保育所及び私立保育園における保育士の正規・非正規割合

公立保育所の正規職員と非正規職員の割合は約3対7になっているのに対し、私立保育園の割合は約4対6と、公立保育所よりも正規職員の割合が高い状況です。

(令和4年度決算)

	正規職員		非正規職員		計	
	職員数(人)	割合(%)	職員数(人)	割合(%)	職員数(人)	割合(%)
公立(管内)	72	31%	161	69%	233	100%
私立(管内)	131	43%	173	57%	304	100%

③公立保育所及び私立保育園における保育士の年代別割合

公立保育所における保育士（正規職員）の年代別割合については、40代及び50代が約半数を占めています。私立保育園では、20代、30代が約6割を占めており、約1割は60代の保育士も含まれている状況です。

図 公立保育所保育士の年齢別割合

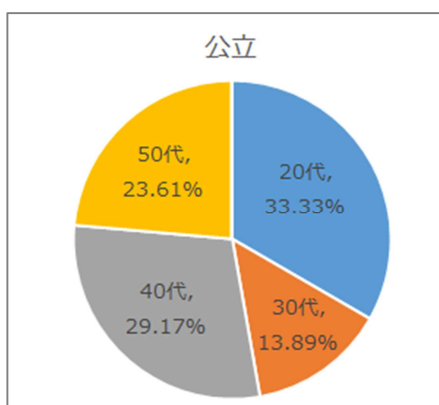
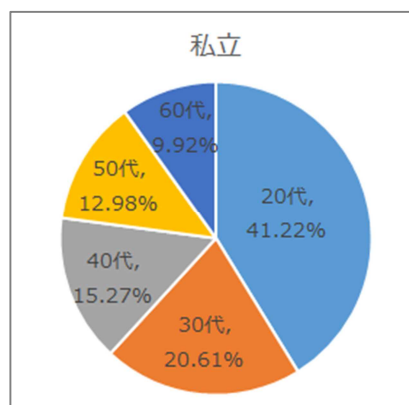


図 私立保育園保育士の年齢別割合



(6) その他

①「こども未来戦略」策定 (R5. 12. 22)

次元の異なる少子化対策の実現に向けて、国では、「こども未来戦略」を策定し、次の3つの基本理念と具体施策を掲げ、持てる力を総動員し、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組むとしています。

【3つの基本理念】

- 1 若い世代の所得を増やす
- 2 社会全体の構造・意識を変える
- 3 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

【具体施策】

- ①幼児教育・保育の質の向上・・・保育士等の更なる処遇改善
- ②柔軟に利用できる新たな通園制度・・・こども誰でも通園制度
- ③安心して暮らせる地域づくり・・・障害児支援、医療的ケア児支援
- ④柔軟な働き方の推進・・・病児保育の拡充

②地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（国）取りまとめ

国では、未就学児に良質な保育を提供し続けていくために保育所が果たす役割や在り方について検討し、次のとおり公表しています。（抜粋）

(Ⅰ) 人口減少地域等における保育所の在り方

- i) 人口減少地域における保育の確保策（公私連携型保育所の検討等）
- ii) 地域の実情に応じた保育所の多機能化を展開
- iii) 保育所の役割分担の整理・明確化と持続可能な保育提供体制の実施

(Ⅱ) 多様なニーズを抱えた保護者・こどもへの支援

- i) 一時預かり事業、誰でも通園事業の実施・利用促進
- ii) 医療的ケア児、障害児、配慮が必要な児童などへの適切な支援

(Ⅲ) 保育所・保育士等による地域の子育て支援

- i) 保育所・保育士等による地域支援

(Ⅳ) 保育士の確保・資質向上等

- i) 保育士の確保方策・・・保育所における働き方の改革の推進等
- ii) 保育士等の資質向上・・・各種研修の受講、巡回支援事業等の実施

③災害及び不測の事態への対応

近年、国内の各所における大規模災害や新型コロナウイルス感染症のまん延により、通常の保育が実施できない事態も見受けられます。また、民間事業者が運営する私立保育園において児童の受入ができなくなるなどの不測の事態も想定されます。

緊急事態が発生した際には、国から災害特例型の対応が示されるなど、セーフティネットとして保育の確保が求められます。

④医療的ケア児受入事業

国では、医療的ケアを必要としているこども(医療的ケア児)についても、他のこどもと同様に健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供することで、権利保障としての「すべてのこども」の保育・教育機会を確保していく必要があるとしています。

また、医療的ケアの提供のためには、衛生的な環境や安全確保の観点から、保育室の面積基準を確保できるよう、環境整備や受入れクラスの調整等を行うことが重要であるとし、ガイドライン等を示しています。

⑤こども誰でも通園制度（仮称）

国は、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充として、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付として、「こども誰でも通園制度」を創設しました。

「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するための制度であることから、保護者のためにこどもを預かるというサービスではなく、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための取組となっています。

○「こども未来戦略」で示された、2025年度末までの試行的事業の実施に向けた概要は次のとおり

対象者：0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども

利用可能時間：月10時間を上限

事業実施：2026年度こども・子育て支援法に基づく新たな給付として
全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施する。

⑥保育所・保育士等による地域の子育て支援

国では、保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てとなっている保護者が多い現状を踏まえ、地域の中で子育ての知見や経験を有する保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者、特に孤立した子育て家庭に寄り添い、必要に応じた助言等により各家庭の「子育て力」を高めることも含めた支援を行う枠組みを構築する必要があるとしています。

妊産婦や子育て中の方などが利用しやすい場所である地域の保育所が、子育てに関する相談・助言等の支援を継続的に行うことのできる「かかりつけ相談機関」となるよう整備していくことが検討されています。

3 現状から見た公立保育所の課題

保育を取り巻く状況から得られた公立保育所の課題

(1) 人口動態の分析
○未就学児の減少に合わせた定員数や保育施設数の見直し ○山間地域の保育の確保
(2) 保育施設の設置状況
○施設の老朽化等を踏まえた抜本的な見直し ○公立保育所施設数や定員数の見直しによる私立保育園との調整
(3) 保育ニーズの多様化
○保育ニーズの高まりや多様化への対応
(4) 保育所運営費等の状況
○市財政負担の軽減 ○持続可能な保育提供体制の構築
(5) 保育の質の向上に向けた取組
○市内保育施設全体の保育士の質の向上 ○市内保育施設全体の保育士の確保
(6) その他の取組
○医療的ケア児受入事業、こども誰でも通園制度の実施

4 今後の公立保育所に求められる役割

国の保育の在り方に関する検討会の取りまとめ等で示された保育所の役割

(1) 人口減少地域における保育の維持・確保の役割
○人口減少地域における保育の確保
(2) セーフティネット機能としての役割
○セーフティネットとしての受け皿（災害時・不測の事態）の確保 ○配慮が必要な児童等の受入体制の確保と私立保育園での受入の支援
(3) 身近な地域の子育て支援拠点としての役割
○身近な子育て支援拠点としての位置付け ○地域の交流や連携の取組の実施
(4) 保育の質を確保するための基幹的な役割
○保育技術の向上に向けた取組の実施 ○全体における保育の質の確保

5 公立保育所のあり方に関する基本方針

市では、公立保育所における現状に基づく課題、そして、今後の公立保育所に求められる役割を整理し、公立保育所の目指す姿（あり方）を実現するための課題を踏まえ、公立保育所のあり方に関する今後の基本方針を次のとおり定め、取組を進めることとします。

課 題

- 1－① 保育ニーズの高まりや多様化への対応
- ② 保育士の保育技術の向上や保育士の確保に向けた取組の実施
- ③ 地域との交流や身近な子育て支援の拠点としての位置付け
- 2－① 施設数及び定員数の見直し
- ② 人口減少地域における保育の確保
- ③ 市の財政負担の軽減による持続可能な保育提供体制の構築

基本方針 1 公立保育所の役割の充実と基幹型保育所の設置

公立保育所が蓄積してきた知識や経験等を活かし、地域の子育て支援拠点としての位置付けを継続していくとともに、基幹的な保育所を設置することで、市域全体の保育の質の向上を図ります。

- （１）私立保育園等との連携による市全体における保育の質の向上
- （２）保育のセーフティネット機能の拡充
- （３）地域の子育て支援の役割の充実

基本方針 2 公立保育所施設及び運営方法の段階的な見直し

今後の未就学児の減少を見据え、抜本的な見直しも含めた公立保育所の施設及び運営方法の段階的な見直しを行い、持続可能な保育の提供に努めます。また、人口減少地域における保育の確保に努めます。

- （１）見直しの方向性
- （２）人口減少地域における保育の確保

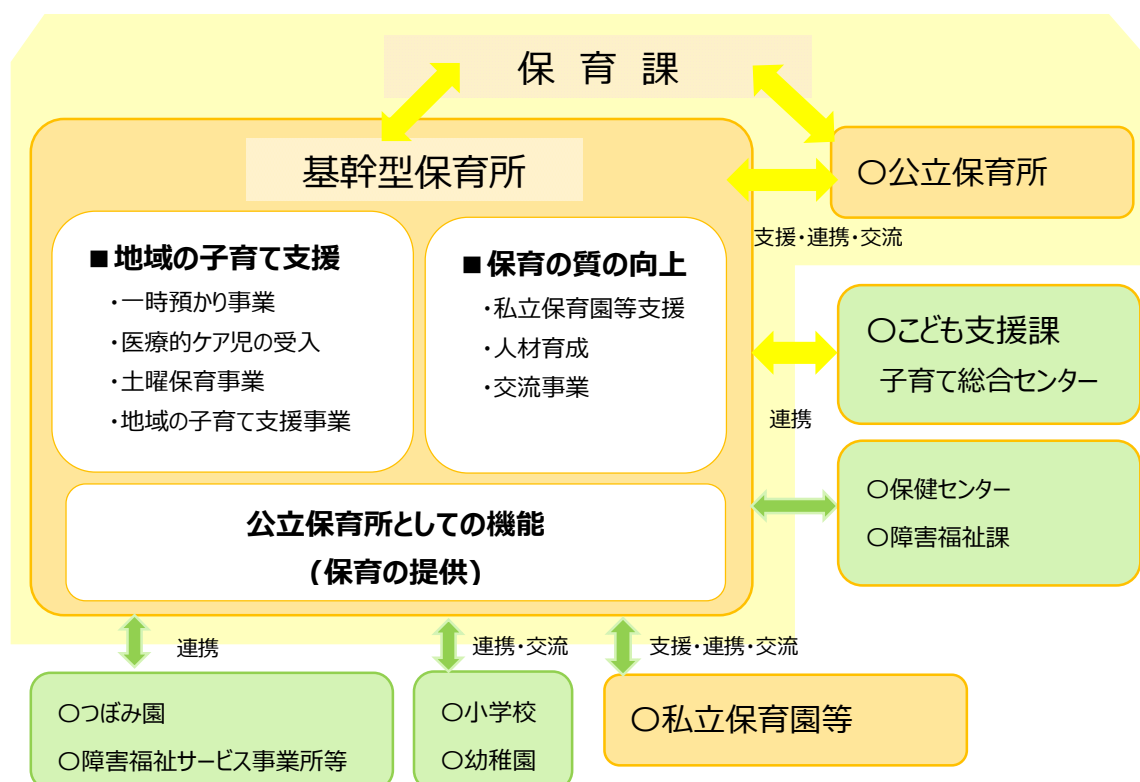
基本方針 1 公立保育所の役割の充実と基幹型保育所の設置

子ども・子育て支援法第 61 条では、保育提供区域を設定した上で、区域ごとに量の見込み（需要）を算出し、確保方策（確保の内容及び実施時期）を定めることとなっています。

本市は、市域の約 75% が山間地域となっており、市街地を中心として、放射線状に各地域が成り立っていますが、幼稚園の通園バスや自家用車などの手段により、市内全域の施設の利用が可能であることから、令和 7 年 4 月を始期とする「飯能市こども計画」の中では市域全域を 1 つの保育提供区域として設定しています。

よって、本基本方針においても、市域全体を 1 つの保育提供区域と捉え、官民の連携をより強化しつつ、これまで、公立保育所が蓄積してきた知識や経験を活かした地域の子育て支援としての役割を充実するとともに、保育の底上げのために基幹型保育所を設置し、市全体の保育の質の向上を図ります。

○基幹型保育所イメージ



(1) 私立保育園等との連携による市全体における保育の質の向上

基幹型保育所は、地域の保育施設の中心となって、公立保育所と私立保育園等の連携を図り、各保育所や保育士間における交流や情報交換、また、共同の研修の機会を設けるなど、公立保育所が長年培ってきた様々な保育のノウハウや、私立保育園等の多様な運営母体による知識や経験を互いに共有させ、市全体の保育の質の向上に向けた取り組みを実施します。

【具体的な取組】

- ① 私立保育園等との交流会や意見交換、研修の計画・実施を通じて、市内保育施設の質の向上やマイ保育所の推進等子育て支援の充実のため、保育施設連携を推進するネットワークを構築する。
- ② 保育士不足の解消に向け、保育士の資格を有しながら、保育現場に就労していない人に学び直しや実践の機会を提供する等、保育士の確保に向けた取組を私立保育園等とともに実施する。

(2) 保育のセーフティネット機能の拡充

基幹型保育所は、公立保育所の基幹施設として、地域のニーズに対応する子ども・子育て支援(一時預かり事業、延長保育事業、医療的ケア児の保育など)を実施します。また、災害発生時や民間保育施設の急な撤退など、不測の事態の発生の際には、公立保育所を保育の受け皿として機能させるため、全体の施設の状況や定員数について調整し、必要数の維持を図ります。

【具体的な取組】

- ① 障害児の受入体制を整えるとともに、民間保育施設における受入れを支援する。
- ② 保健師又は看護師を配置し、医療的ケアが必要な児童を受け入れる。
- ③ 災害等不測の事態の発生時には弾力的な運用を実施する。

(3) 地域の子育て支援の充実

基幹型保育所は、子育て総合センターとの連携をさらに強固なものとし、市内の保育施設が、子どもたちの健やかな成長を地域で支援し、地域に開かれた身近な保育を提供できる施設となるよう必要な支援を行います。

また、公立保育所で実施しているマイ保育所事業の更なる発展や周知に努めるとともに、私立保育園等での実施に向けた取組を行います。

【具体的な取組】

- ① 子育て総合センターとの連携を強化し地域の子育て支援を推進する。
- ② マイ保育所事業の発展に向けた取組を実施する。

基本方針 2 公立保育所施設及び運営方法の段階的な見直し

本市では現在、待機児童はいませんが、低年齢児の保育需要は増加傾向にあり、需要に見合った保育定員の維持・確保に努めることが求められています。一方で、将来的な未就学児人口の減少により、保育需要も減少していくことが見込まれています。

こうしたことから、将来の保育サービスの量的動向を見据え、保育サービスの供給が過剰となった場合には、現在行っている施設定員の弾力化や定員規模の縮小など、公立保育所の定員数の調整などの対応を行い、併せて私立保育園等への移行を進めるほか、人口減少地域等において必要な保育を確保します。

公立保育所の施設の老朽化等への対応については、中長期的な視点において「飯能市公共施設等総合管理計画」及び「同個別施設計画（公立保育所、放課後児童クラブ）」に基づき、公立保育所の複合化や統廃合などを進めます。

（１） 見直しの方向性

地域ごとに必要な基幹型保育所への移行と併せ、保育の需給バランスに基づいた規模の縮小や統廃合など抜本的な見直しを進めます。また、抜本的な見直しでは、施設の立地などの状況に応じて、施設の統廃合、廃止、私立保育園等への移行など運営方法を見直すこととします。

（２） 人口減少地域における保育の確保

人口減少地域における保育については、地域の未就学児童の状況に応じた保育提供の手法や運営方法を検討し、必要な保育を確保します。

○今後５年間の方向性とスケジュール

保育所名	中期的な方向性	R7	R8	R9	R10	R11
山手保育所	基幹型保育所への移行					
第二区保育所	低年齢児の拡充を視野に入れた見直し					
富士見保育所	抜本的な見直し					
浅間保育所	抜本的な見直し					
加治保育所	維持					
加治東保育所	基幹型保育所への移行					
美杉台保育所	基幹型保育所への移行					
吾野保育所	抜本的な見直し					
原市場保育所	規模の見直し					

凡例 維持 見直し

■運営方法見直しにあたっての留意事項

私立保育園等への移行等運営方法の見直しに当たっては、次の事項に留意して進め進めることとします。

① 移行の形態

民設民営型・・・建替えに要する経費や運営経費について、国や県の補助金や負担金の活用を見込むことができ、民間事業者のノウハウや創意工夫が反映された園舎を建設することができる。

公私連携型・・・市との協定に基づき、必要な設備の貸付、譲渡、その他の協力を得て、市と連携の下で、保育及び子育て支援事業を行う保育所のこと。建替え及び運営経費については、国や県の補助金や負担金の活用を見込むことができるが、協定に基づき市と連携するということに違いがある。

② 事業主体の選定

選定委員会を設け、保育サービスの実績等を考慮し、私立保育園等移行事業者を選定します。

③ 円滑な移行

公立保育所の私立保育園等への移行については、通所する児童や保護者が不安を感じないよう、必要な説明、対応を行い進めていくこととします。また、保育士や環境が変わることへの影響をできる限り少なくする方法を、移行先となる事業者と十分に検討し引継ぎを行うなど、移行のための準備期間を確保しながら進めていきます。

④ 実施スケジュール

私立保育園等への移行に向けた標準的なスケジュールは次の通りとします。なお、個別の保育所の状況に応じてスケジュールは異なります。

	スケジュール		
	主なスケジュール	保護者説明会等	保育場所
3年前	実施計画の策定 整備・運営事業者の募集	保護者等への説明会実施 ※必要に応じて開催	現保育所
2年前	応募の締め切り 整備・運営事業者の選定 整備・運営事業者の決定	三者協議会の開催	
1年前	引継ぎ・共同保育 新園舎着工 新園舎へ引っ越し	※必要に応じて開催	
移行年	私立保育園等への移行 アフターフォロー	※移行後も必要に応じて開催	新園舎

⑤ ガイドラインの作成

移行等を行っていく場合の基本的な内容を定めたガイドラインを作成します。ガイドラインでは、保育内容に関すること、事業者の選定に関すること、引継ぎに関することなど、私立保育園等への移行にあたって留意する事項を明らかにします。

このガイドラインを基本として、私立保育園等への移行を行う保育所については、保護者への説明を十分に行い、意見や要望などを伺いながら進めていきます。

飯能市公立保育所のあり方に関する基本方針

令和7年 3月

発行：飯能市 編集：飯能市こども支援部保育課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1 番地 1

TEL 042-973-2119

FAX 042-973-2120

E-mail hoiku@city.hanno.lg.jp